



令和
7年度

預かり保育・認可外施設などの 保育料無償化申請を受け付けます

幼稚園等の預かり保育や、認可外施設などを4月から新たに利用する子どもが無償で施設を利用するには、「施設等利用給付認定」を受けるための申請が必要です。

すでに施設等利用給付認定を受けている人は、改めて申請の必要はありません。
詳しくは、☎こども支援課(☎2415)へ。
ホームページID 11930

対象施設・事業 ▷預かり保育事業(幼稚園・認定こども園の在園児対象) ▷認可外保育施設
▷一時預かり事業 ▷病児保育事業 ▷ファミリー・サポート・センター事業

対象要件 次のいずれかに該当する、教育認定(1号)を受けている子どもまたは未就園の子どもの保護者

▷労働(月60時間以上) ▷妊娠・出産 ▷保護者の疾病・障害 ▷同居または長期入院している親族の介護・看護 ▷求職活動 ▷就学・職業訓練

▷災害復旧 ▷虐待やDVの恐れがある

申請方法 申請書類に必要事項を記入し、直接こども支援課へ

※受付日からさかのぼっての申請は不可

※申請書類は、2月3日(月)からこども支援課窓口で配布しています(しぶかわ子育て応援ナビからダウンロードすることもできます)

申請期間 2月10日(月)~28日(金)午前8時30分~午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

※申請期間以外も、随時申請を受け付けします

「ほめて育てるコミュニケーション・トレーニング」で 良好な親子関係を築きましょう

ID 11283

☎こども政策課(☎21880)

VOL.10 関係ないことは言わない

子どもがおもちゃを片付けませんでした

親A



おもちゃが出しっ放しじゃない！
いつもやりっ放しなんだから
脱いだ服は片付けないし
飲んだコップはテーブルに置いたままだし
何回言ったら分かるの！



おもちゃは、遊びが終わったら、
この箱に片付けようね

(子どもがおもちゃを片付けられたら)

きれいに片付けられたね
上手にできたね

親B



声かけのポイント

問題となっていることは直接関係のない過去の出来事を次から次へとやってしまうと、子どもは肝心なことが理解できなかったり、素直に従えなくなったりしてしまう恐れがあります。伝えるべきポイントを絞って、短い言葉で伝えましょう。

〈監修:県公認ほめトレ・トレーナー
坂井 勉さん〉

ほめトレ動画配信中

ほめトレ講座の内容を分かりやすく学べる動画があります。右の2次元コードを読み込むと、視聴できます。

